

# ○障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律

平成十九年一月以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成一八・六・三法六  
三）附則一〇条二号（平成一九・四・一施行）

## （介護給付費等の支給決定）

### 第一九条①―③（略）

④ 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一  
項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所  
給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しく  
は第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定によ  
り同法第二十七条第一項第二号又は第二項に規定する措置とみ  
なされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の厚生労働省各  
で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第二十九  
条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の  
支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的  
障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて  
又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設  
に入所した場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に  
当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護  
者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定  
を行うものとする。ただし、当該障害者等が満十八歳となる日  
の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居  
住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかで  
ない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日  
の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うもの  
とする。

⑤ 略